

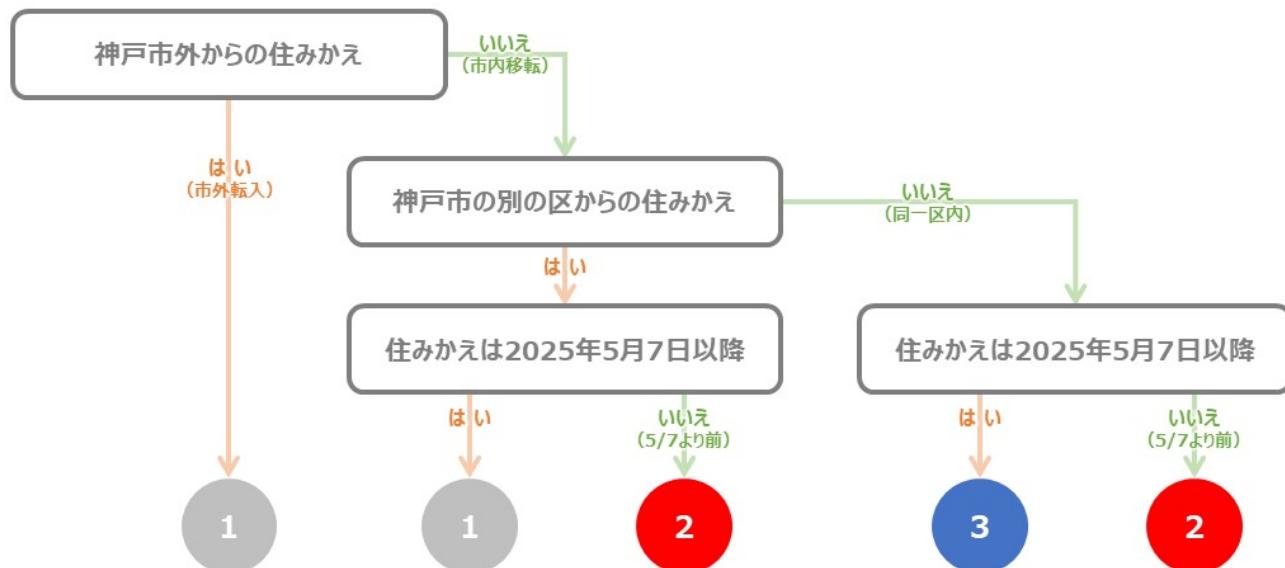
2025年度（令和7年度）親・子世帯の近居・同居必要書類一覧

電子申請等する前に、必ず次の書類がそろっていることを確認してください。

★は全員必須書類です。

確認欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	<p>★子世帯（子育て世帯・若年夫婦世帯）の世帯全員の住民票の写し</p> <p>* 3ヶ月以内のもの、子世帯が移転する場合は移転後のもの * 「前住所記載あり」、「統柄記載あり」、「マイナンバー記載なし」のもの * 様式変更に伴い、移転前住所や引っ越しした日により取得方法が異なります。詳しくは裏面をご確認ください。 * 夫婦の年齢合計が90歳超かつ未就学児がない場合で、妊娠中の場合は出産予定がわかる書類(母子手帳：発行元、交付日、子の親の氏名、分娩予定日)を提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>★親世帯の世帯全員の住民票の写し</p> <p>* 3ヶ月以内のもの 親世帯が移転する場合は移転後のもの * 「前住所記載あり」(親世帯が移転する場合)、「統柄記載あり」、「マイナンバー記載なし」のもの * 様式変更に伴い、移転前住所や引っ越しした日により取得方法が異なります。詳しくは裏面をご確認ください。</p>
子世帯 が移転 する 場合	<p>子世帯（子育て世帯・若年夫婦世帯）の夫婦どちらかの戸籍抄本の写し（戸籍謄本可）</p> <p>* 3ヶ月以内のもの * 近居もしくは同居する親世帯と親子関係にある方のものを提出してください（コンビニ交付では戸籍個人事項証明）。 例) 子世帯の妻の親世帯と近居・同居する場合は妻の戸籍抄本</p>
親世帯 が移転 する 場合	<p>親世帯の戸籍抄本の写し（戸籍謄本可）</p> <p>* 3ヶ月以内のもの * 近居もしくは同居する子世帯と親子関係にある方のものを提出してください（コンビニ交付では戸籍個人事項証明）。 ※親世帯の戸籍が新しくなり、子が記載されていない場合は、近居または同居する子の戸籍抄本を提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>★移転世帯が住みかえたことが確認できる書類</p> <p>住民票に追加で1点、実際の住みかえたことがわかる書類を提出してください。 書類に住みかえた日が記載されていることを確認してください 例) 新居の賃貸契約書・売買契約書・引っ越し代の領収書など</p>
子世帯 が移転 する 場合	<p>子世帯夫婦いずれかの前年所得があること、または申請日時点での就労がわかる書類</p> <p>下記書類のいずれか一つを提出してください。</p> <p>【前年所得が分かる書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民税・県民税所得証明書※2025年度（令和7年度）分 市民税・県民税特別徴収税額の通知書※2025年度（令和7年度）分 市民税・県民税納税通知書※2025年度（令和7年度）分 源泉徴収票 <p>【就労していることがわかる書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労証明書（申請日時点で就労していることがわかること）※参考様式は、「よくあるご質問」参照 勤務先が記載されている直近（申請月かその前月）の給与明細 産休・育休であることがわかる証明書等（協会けんぽや健保組合保険証または就労先の証明書） <p>※従来の健康保険証の有効期限満了により、2025年12月2日以降の申請には健康保険証（資格確認書含む）は審査書類としてご利用いただけません。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>★移転先の住居に関する書類</p> <p>下記のいずれかの書類で、【確認項目】が記載されている部分を提出してください。</p> <p>①賃貸住宅に移転する場合 … 賃貸借契約書 ②住宅を購入した場合 … 売買契約書か建物登記事項証明書 ③住宅を建てた場合 … 檢査済証か建物登記事項証明書 ④親の持ち家に同居する場合 … 建物登記事項証明書 ※申請の際、連絡欄に親の持ち家である旨、記入してください。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 契約締結部分（契約両者の記名押印箇所）※新築は所有者名 契約締結日 住宅の広さ（平方メートル） 建築年 <p>*建築年や住宅の広さの記載がない場合は、重要事項説明書等、【確認項目】の記載がある書類をあわせて提出してください。 *建築年が1981年（昭和56年）5月以前で、耐震診断・耐震改修などで新耐震基準に適合している建物の場合は、上記の書類に追加して耐震基準適合証明書など耐震性が確認できる書類も併せて提出してください。 *階段室型団地の場合は、「建物のベランダ側と玄関側の外観写真」または「対象住宅の登記記録全部事項証明書」と「団地の平面図」を提出してください。 *新築住宅を購入・建築された方は場所が特定できる書類をあわせて提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>★振込先の銀行口座</p> <p>通帳・キャッシュカード・WEB画面など、下記がわかるものを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関名 支店名 口座番号 口座名義
該当者 のみ	<p>旧姓がわかる書類</p> <p>必要書類に旧姓のものが含まれている場合は、旧姓がわかる書類を提出してください。 例) 免許証の表面・裏面、マイナンバーカードの表面、戸籍抄本、住民票（旧氏の記載あり）など</p>

2025年5月7日以降の住民票の様式変更に伴い、移転元や移転日によって、住みかえ前住所の確認に必要な住民票が異なります。
(ご家族で移転元や移転日が異なる場合はそれぞれの必要書類をご提出ください。)



<必要な住民票とその取得方法>

- ① 「住民票」のみ | 窓口・電子申請・コンビニいずれの取得方法でも可
- ② 「住民票」+「改製原住民票」 | 窓口でのみ取得可
- ③ 異動前住所を記載した「住民票」 | 窓口でのみ取得可 ※異動前住所の記載が必要な旨をお伝えください